

# 松本市新型インフルエンザ等対策行動計画概要

## 計画の目的及び基本的戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造の時間を確保
  - ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負担を軽減し、適切な医療体制を確保
  - ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減少
- 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、市民の生活及び地域経済への影響を軽減
  - ・市民の生活及び地域経済の安定を確保
  - ・事業継続計画の作成・実施により、経済活動を維持

## 改定の背景

### 【政府・県行動計画に基づく見直し】

- 新型コロナの経験や関係法令改定等を踏まえて、政府行動計画（R6.7）及び県行動計画（R7.3）が改定された。
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づく市行動計画の改定が必要
- 市町村行動計画は、政府行動計画及び県行動計画と整合性を図ることが求められている。

### 【新型コロナ対応で明らかになった3つの課題】

- 平時の備えの不足
  - ・検査、医療提供体制の立ち上げの遅れ
  - ・平時における国、県等との連携体制の準備不足
  - ・中長期的な視野による感染症危機に対応する専門人材等の確保や育成不足
- 変化する状況への柔軟性・機動性の不足
  - ・ウイルスの頻繁な変異による感染拡大の波の反復と長期化
  - ・対策を柔軟に切り替える方法の不足
  - ・感染拡大防止と社会経済活動を両立させる対応策の不足
- 情報発信の課題
  - ・市民等への科学的根拠に基づく情報発信、行動制限を伴う対策の必要性や効果に関する情報共有の不足
  - ・感染症に係る情報の錯そ、偏見・差別の発生、偽・誤情報の流布

### 【中核市移行】

- 保健所設置市としての役割
  - ・「県への協力」から、「県に準じた役割」への移行

## 改定で目指す基本目標

感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くしなやかに対応できる社会を目指す。

- ① 感染症危機に対応できる平時からの体制作り（迅速な初動体制の構築、訓練による点検・改善、DXの推進や人材育成など対応能力の強化）
- ② 市民の生活及び地域経済への影響の軽減（バランスを踏まえた対策、適切な情報提供・情報共有による市民の理解を深める。）
- ③ 対策の実施に当たっての基本的な人権の尊重（必要最小限の行動制限、感染症に係る差別・偏見の防止、患者や家族・医療従事者の安心の確保、社会的弱者への配慮）

## 改定のポイント

### 1 保健所設置市としての役割

- ・感染症法において、県に準じた役割を果たすことから、保健所や検査体制等の対応能力について計画的に準備
- ・平時から国や県等と感染症対策等に関する協議を行い、連携を図る。
- ・感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染対策を実行

### 2 平時の準備の充実

- ・実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善
- ・DXの推進や人材育成
- ・協定締結により、検査・医療提供体制を整備
- ・個人防護具（マスク、手袋）等の備蓄
- ・市民に対する感染拡大防止策の啓発

### 3 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- ・新型インフル、新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
- ・状況の変化（病原体の性状の把握、検査や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及、社会経済）に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- ・対応段階を6段階から3段階（準備期・初動期・対応期）に変更

### 4 対策項目の拡充

★：保健所設置市のみの項目

- ・7項目だった対策項目について、課題となった項目を中心に独立させ、13項目に拡充し、内容を精緻化

- |                              |         |              |
|------------------------------|---------|--------------|
| ① 実施体制                       | ⑤ 水際対策★ | ⑨ 治療薬・治療法★   |
| ② 情報収集・分析★                   | ⑥ まん延防止 | ⑩ 検査★        |
| ③ サバイランス★※1                  | ⑦ ワクチン  | ⑪ 保健         |
| ④ 情報提供・共有/<br>リスクコミュニケーション※2 | ⑧ 医療★   | ⑫ 物資         |
|                              |         | ⑬ 市民の生活・地域経済 |

- ※1 感染症の発生状況（患者数や病原体の種類等）のレベルやトレンドを把握すること。
- ※2 個人、機関、集団等での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動のこと。

### 5 各対策項目の横断的視点

- ・対策の実効性を向上させるため、3つの視点を設定し、取り組みを強化

- ① 人材育成
- ② 国、県との連携の円滑化
- ③ DXの推進（電磁的届出の推進、ICTツールの活用、業務効率化の促進）

# 各対策項目（13項目）の主な取組み

◎：今回の改定で新設された項目

◎：今回の改定で追加された項目

★：保健所設置市のみ項目

<p>①実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症危機は市民の生命・健康及び生活・経済に広く大きな被害を及ぼすことから全市民的な問題として取り組む必要がある。</li> <li>・平時から関係機関間の密接な連携を維持し、人材の確保や実践的な訓練等を通じて、有事の際の対応能力を高めるとともに、DXの推進等により業務の効率化を図る。</li> <li>・政府及び県が対策本部を設置した場合又は新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたときには、市対策本部を設置し対策を講ずる。</li> </ul>	<p>⑧★医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な医療の提供は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目標を達成する上で不可欠な要素である。</li> <li>・県が整備する医療提供体制について、県や医療機関等と有事の際の役割分担をあらかじめ整理することで、市民等に対して必要な医療を提供する。</li> <li>・有事には有症状者等からの相談に対応する受診相談センターを整備するとともに、医療機関への受診方法等を市民等に周知する。</li> </ul>
<p>②★情報収集・分析 ※1 ③★サーベイランス◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症危機管理において対策の決定を行う上では、国内外の感染症の発生状況や対応状況、サーベイランスで得られた疫学情報のほか、感染症流行のリスクに関する情報収集・分析を行うことが重要である。</li> <li>・平時から市内におけるサーベイランスの実施体制を整備し、発生届の電磁的届出を含むDXを活用した情報収集により、感染症の発生動向を迅速かつ的確に把握する。</li> <li>・有事には流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策の強度を切り替える。</li> </ul>	<p>⑨★治療薬・治療法◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、治療薬・治療法が重要な役割を担うことになる。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生時には、国、県等と連携して、医療機関等の診療・治療に資する情報の共有や治療薬の適正使用のための周知を行う。</li> </ul>
<p>④情報提供・共有、 ※2 リスクコミュニケーション◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症危機においては様々な情報が錯そうしやすく、不安とともに偏見・差別等の発生や、偽・誤情報が流布する恐れがあり、各種対策を効果的に行う必要がある。</li> <li>・高齢者や日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等に対しても適切な配慮を意識しつつ、SNS等の様々な情報発信ツールを用いた迅速かつ一体的な情報提供・共有を行う。</li> <li>・市民等への科学的な根拠に基づいた正確な情報提供を行うとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有を通じて市民等が適切に判断・行動できるようにする。</li> </ul>	<p>⑩★検査◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検査の適切な実施は、患者の早期発見によるまん延防止及び患者の診断・早期治療、流行の実態を把握するために重要である。</li> <li>・平時から県や医療機関、民間検査機関等と協定し、検査体制の整備や人材育成を進める。</li> </ul>
<p>⑤★水際対策◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、国による水際対策の実施により、国内への病原体の侵入や感染拡大をできる限り遅らせ、感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保することが重要である。</li> <li>・有事には国の方針を踏まえ、市内に滞在する入国者への対応を実施するとともに、検疫所が行う健康監視等の検疫措置に協力する。</li> </ul>	<p>⑪保健◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、地域の感染状況や医療提供体制等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。</li> <li>・保健所は相談対応、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、移送、療養先の調整、健康観察、生活支援等を状況に応じて実施する。</li> <li>・有事における保健所の業務負荷の急増に備え、平時から人材育成及び関係機関との連携体制の構築、ICTの活用等による業務の効率化に取り組む。</li> </ul>
<p>⑥まん延防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療の提供が可能な範囲内に収めるためには、まん延防止対策を講ずることが重要である。</li> <li>・平時から基本的な感染対策の普及を図るとともに、有事の際の感染対策の強化について市民等への理解を深める。</li> <li>・病原体の性状及びワクチンや治療薬等の状況変化に応じて、国や県が示す方針に基づき、市民の生活及び地域経済への影響を十分に考慮し、市内における感染症対策の強度を柔軟かつ機動的に切り替える。</li> </ul>	<p>⑫物資◎</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策物資等の不足によって医療や検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響を生じることを防ぐことが重要である。</li> <li>・県や医療機関等と連携し、感染症対策物資等の備蓄状況や需給状況の確認を行うとともに、有事の際に必要な感染症対策物資等を備蓄する。</li> </ul>
<p>⑦ワクチン</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療の提供が対応可能な範囲内に収めるためには、ワクチンの接種による個人の感染や発症、重症化を防ぎ、市民の健康を守ることが重要である。</li> <li>・国や県の方針により構築した接種体制に基づき、市民が迅速に接種を受けられるよう接種に関する情報提供・共有を行うとともに、関係機関と見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制の構築を図る。</li> </ul>	<p>⑬市民の生活・地域経済</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の発生時は、市民の生命及び健康に被害が及び、市民の生活や地域経済に大きく影響する可能性がある。</li> <li>・平時から事業継続等のためにDXの推進等の必要な体制及び環境を整備し、事業者に対してもその取組みを呼び掛ける。</li> <li>・市民の生活や地域経済への影響緩和のため、必要な生活支援を行う。</li> </ul>

※1 感染症の発生状況（患者数や病原体の種類等）のレベルやトレンドを把握すること。

※2 個人、機関、集団等での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動のこと。